

第 117 号議案

地方独立行政法人神戸市民病院機構に係る第 4 期中期計画の変更の認可の  
件

地方独立行政法人神戸市民病院機構が次のとおり第 4 期中期計画を変更すること  
について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条第 1 項後段の規  
定により認可する。

令和 7 年 3 月 19 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

地方独立行政法人神戸市民病院機構第 4 期中期計画の一部を次のように変更す  
る。

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び  
第 2 号において「変更部分」という。）及び変更後の欄に掲げる規定の下線又は  
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「変更後部分」という。）につ  
いては、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びこれに順次対応する変更後部分が存在するときは、当該変更  
部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
第 5 [略] 1、2 [略] 3 西市民病院の再整備 ・市と十分に連携を図りながら、救 急医療、感染症・災害医療をはじ めとした政策的医療を充実させる など、市街地西部の中核病院とし て担うべき役割の実現に向け、 <u>令 和 13 年度夏頃</u> の開院をめざして事	第 5 [略] 1、2 [略] 3 西市民病院の再整備 ・市と十分に連携を図りながら、救 急医療、感染症・災害医療をはじ めとした政策的医療を充実させる など、市街地西部の中核病院とし て担うべき役割の実現に向け、 <u>令 和 10 年度中</u> の開院をめざして事業

業に取り組む。

- ・重症系病床を増床し、高度かつ専門的な医療及び急性期医療の対応強化を図る。
- ・新興感染症発生初期において患者受け入れが迅速にできるよう、柔軟に対応できるスペースの確保、動線に配慮した施設設備とするなど、感染症対応の強化を図る。
- ・大規模災害時にも診療機能を継続できるよう地震に強い免震構造等を導入するとともに、若松公園と病院の一体的な活用による、地域の災害対応機能の強化にも繋がる配置計画とする。
- ・現病院から新病院への円滑な移転を行うとともに、新病院開院後の運営の早期安定化に努める。

に取り組む。

- ・重症系病床を増床し、高度かつ専門的な医療及び急性期医療の対応強化を図る。
- ・新興感染症発生初期において患者受け入れが迅速にできるよう、柔軟に対応できるスペースの確保、動線に配慮した施設設備とするなど、感染症対応の強化を図る。
- ・大規模災害時にも診療機能を継続できるよう地震に強い免震構造等を導入するとともに、若松公園と病院の一体的な活用による、地域の災害対応機能の強化にも繋がる配置計画とする。
- ・現病院から新病院への円滑な移転を行うとともに、新病院開院後の運営の早期安定化に努める。

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「変更部分」という。）及び変更後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びこれに順次対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後		変更前	
第6 [略]		第6 [略]	
[略]		[略]	
1 予算（令和6年度からの5年間）		1 予算（令和6年度からの5年間）	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額
収入		収入	
営業収益	430,276	営業収益	429,534
医業収益	400,707	医業収益	399,965
運営費負担金	28,013	運営費負担金	28,013
その他営業収益	1,556	その他営業収益	1,556
営業外収益	5,424	営業外収益	5,445
運営費負担金	1,313	運営費負担金	1,313
その他営業外収益	4,111	その他営業外収益	4,132
臨時利益	0	臨時利益	0
運営費負担金	0	運営費負担金	0
その他臨時利益	0	その他臨時利益	0
資本収入	40,087	資本収入	50,544
運営費負担金	1,135	運営費負担金	1,135
運営費交付金	0	運営費交付金	0
長期借入金	38,952	長期借入金	49,409
その他資本収入	0	その他資本収入	0
その他の収入	0	その他の収入	0
計	475,786	計	485,523
支出		支出	
営業費用	400,937	営業費用	400,985
医業費用	395,419	医業費用	395,467
給与費	167,850	給与費	167,850
材料費	139,349	材料費	139,176
経費	84,055	経費	84,276
研究研修費	4,165	研究研修費	4,165

一般管理費	5,518
給与費	2,195
経費	3,224
研究研修費	99
営業外費用	<u>2,745</u>
臨時損失	0
資本支出	<u>64,340</u>
建設改良費	<u>40,220</u>
償還金	<u>23,220</u>
その他の資本支出	900
その他の支出	0
計	<u>468,023</u>

[人件費の見積り]

[略]

[運営費負担金の繰出基準等]

[略]

2 収支計画（令和6年度からの5年間）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入の部	
営業収益	<u>430,336</u>
医業収益	<u>399,677</u>
運営費負担金収益	28,013
補助金等収益	781
寄付金収益	607
資産見返運営費負担金戻入	0
資産見返運営費交付金戻入	94
資産見返補助金戻入	839
資産見返寄付金戻入	107
資産見返物品受贈額戻入	64
その他営業収益	154

一般管理費	5,518
給与費	2,195
経費	3,224
研究研修費	99
営業外費用	<u>3,049</u>
臨時損失	0
資本支出	<u>75,352</u>
建設改良費	<u>50,677</u>
償還金	<u>23,775</u>
その他の資本支出	900
その他の支出	0
計	<u>479,386</u>

[人件費の見積り]

[略]

[運営費負担金の繰出基準等]

[略]

2 収支計画（令和6年度からの5年間）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入の部	
営業収益	<u>429,593</u>
医業収益	<u>398,934</u>
運営費負担金収益	28,013
補助金等収益	781
寄付金収益	607
資産見返運営費負担金戻入	0
資産見返運営費交付金戻入	94
資産見返補助金戻入	839
資産見返寄付金戻入	107
資産見返物品受贈額戻入	64
その他営業収益	154

営業外収益	<u>5,215</u>
運営費負担金収益	1,313
その他営業外収益	<u>3,902</u>
臨時利益	0
運営費負担金収益	0
その他臨時利益	0
支出の部	
営業費用	<u>411,319</u>
医業費用	<u>405,823</u>
給与費	170,518
材料費	<u>127,213</u>
経費	<u>76,937</u>
減価償却費	<u>27,302</u>
研究研修費	3,853
一般管理費	5,496
給与費	2,237
経費	2,351
減価償却費	816
研究研修費	92
営業外費用	<u>23,880</u>
財務費用	<u>2,609</u>
控除対象外消費税	<u>19,562</u>
控除対象外消費税償却	<u>1,576</u>
営業外雑支出	133
臨時損失	<u>0</u>
純利益	<u>352</u>
目的積立金取崩額	0
総利益	<u>352</u>

※西市民病院再整備にかかる影響707百万円を除くと経常収支は1,059百万円の黒字。

営業外収益	<u>5,237</u>
運営費負担金収益	1,313
その他営業外収益	<u>3,924</u>
臨時利益	0
運営費負担金収益	0
その他臨時利益	0
支出の部	
営業費用	<u>411,114</u>
医業費用	<u>405,618</u>
給与費	170,518
材料費	<u>127,055</u>
経費	<u>77,138</u>
減価償却費	<u>27,054</u>
研究研修費	3,853
一般管理費	5,496
給与費	2,237
経費	2,351
減価償却費	816
研究研修費	92
営業外費用	<u>24,407</u>
財務費用	<u>2,914</u>
控除対象外消費税	<u>19,563</u>
控除対象外消費税償却	<u>1,797</u>
営業外雑支出	133
臨時損失	<u>2,547</u>
純利益	<u>▲3,238</u>
目的積立金取崩額	0
総利益	<u>▲3,238</u>

※新西市民病院再整備にかかる影響3,829百万円を除くと経常収支は591百万円の黒字。

## 3 資金計画（令和6年度からの5年間）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	
業務活動による収入	<u>435,699</u>
診療業務による収入	<u>400,707</u>
運営費負担金による収入	29,326
その他の業務活動による収入	<u>5,666</u>
投資活動による収入	1,135
運営費負担金による収入	1,135
運営費交付金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	<u>38,952</u>
長期借入れによる収入	<u>38,952</u>
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	16,559
資金支出	
業務活動による支出	<u>403,682</u>
給与費支出	170,045
材料費支出	<u>139,349</u>
その他の業務活動による支出	<u>94,288</u>
投資活動による支出	<u>41,120</u>
有形固定資産の取得による支出	<u>30,706</u>
無形固定資産の取得による支出	9,514
その他の投資活動による支出	900
財務活動による支出	<u>23,221</u>
長期借入金の返済による支出	<u>22,042</u>
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,179
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	<u>24,322</u>

第10 [略]

## 3 資金計画（令和6年度からの5年間）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	
業務活動による収入	<u>434,979</u>
診療業務による収入	<u>399,965</u>
運営費負担金による収入	29,326
その他の業務活動による収入	<u>5,688</u>
投資活動による収入	1,135
運営費負担金による収入	1,135
運営費交付金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	<u>49,409</u>
長期借入れによる収入	<u>49,409</u>
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	16,559
資金支出	
業務活動による支出	<u>404,034</u>
給与費支出	170,045
材料費支出	<u>139,176</u>
その他の業務活動による支出	<u>94,813</u>
投資活動による支出	<u>51,577</u>
有形固定資産の取得による支出	<u>41,163</u>
無形固定資産の取得による支出	9,514
その他の投資活動による支出	900
財務活動による支出	<u>23,775</u>
長期借入金の返済による支出	<u>22,596</u>
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,179
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	<u>22,696</u>

第10 [略]

1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は次に定める額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 前2号以外の額については、以下の表に規定する額とする。

		種別	金額	摘要
病室 使用 加算 額	中央 市民 病院	特室	1人1日につき <u>3万4,000円</u>	[略]
		個室A	1人1日につき <u>1万7,000円</u>	[略]
		個室B	1人1日につき <u>1万2,500円</u>	[略]
		個室C	1人1日につき <u>1万円</u>	
		準個室	1人1日につき <u>4,000円</u>	
	西 市民 病院	特室	1人1日につき <u>2万7,000円</u>	[略]
		個室A	1人1日につき <u>1万2,500円</u>	[略]
		個室B	1人1日につき <u>1万円</u>	
		準個室	1人1日につき <u>4,000円</u>	
	西 神戸 医療 セン ター	個室A	1人1日につき <u>1万5,500円</u>	[略]
		個室B	1人1日につき <u>1万1,000円</u>	[略]
		2人個室	1人1日につき <u>1万円</u>	
		産科個室A	1人1日につき <u>1万5,500円</u>	[略]
		産科個室B	1人1日につき <u>1万1,000円</u>	[略]
		準個室	1人1日につき <u>4,000円</u>	
	神 戸 ア イ セ ン タ	個室A	1人1日につき <u>1万7,000円</u>	[略]
		個室B	1人1日につき <u>1万2,500円</u>	[略]
		個室C	1人1日につき <u>1万円</u>	
		準個室	1人1日につき <u>4,000円</u>	
	[略]		[略]	[略]

備考

1～5 [略]

6 病室使用加算額における準個室とは、4床室に間仕切り家具を設置するなど、他の病室と比較してプライバシー確保により配慮した個室

1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は次に定める額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 前2号以外の額については、以下の表に規定する額とする。

		種別	金額	摘要	
病室 使用 加算 額	中央 市民 病院	特室	1人1日につき <u>3万円</u>	[略]	
		個室A	1人1日につき <u>1万5,000円</u>	[略]	
		個室B	1人1日につき <u>1万1,000円</u>	[略]	
		個室C	1人1日につき <u>9,000円</u>		
		西 市民 病院	特室	1人1日につき <u>2万4,000円</u>	[略]
	個室A	1人1日につき <u>1万1,000円</u>	[略]		
	個室B	1人1日につき <u>9,000円</u>			
	西 神戸 医療 セン ター	個室A	1人1日につき <u>1万4,000円</u>	[略]	
		個室B	1人1日につき <u>1万円</u>	[略]	
		2人個室	1人1日につき <u>9,000円</u>		
		産科個室A	1人1日につき <u>1万4,000円</u>	[略]	
		産科個室B	1人1日につき <u>1万円</u>	[略]	
		神 戸 ア イ セ ン タ	個室A	1人1日につき <u>1万5,000円</u>	[略]
	個室B	1人1日につき <u>1万1,000円</u>	[略]		
	個室C	1人1日につき <u>9,000円</u>			
	[略]		[略]	[略]	[略]

備考

1～5 [略]

に準じた病室をいう。

(4) [略]

2 料金の減免 [略]

(4) [略]

2 料金の減免 [略]



## 理 由

地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方独立行政法人法 めきがき

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(4) 短期借入金の限度額

(4の2) 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

(5) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(6) 剰余金の使途

(7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3、4 [略]

(料金及び中期計画の特例)

第83条 第23条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第26条第2項各号に掲げる事項

のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

- 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。